

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年3月24日（平成29年（行情）諮問第106号）

答申日：平成29年6月22日（平成29年度（行情）答申第110号）

事件名：公証人監督関係書類（特定年）のうち公証人の職務停止及び懲戒に関する文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「公証人監督関係書類（特定年）のうち、公証人の職務停止及び懲戒に関する文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、結論において妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年12月15日付け特定文書番号により特定法務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、非公開とする処分を取り消し、公開するよう求める。

#### 2 審査請求の理由

法務大臣の氏名が非公開になっていることなど全体的に過剰な非公開が見受けられる状況にあり、容認できない。法務大臣は、公開されている情報であり、法務大臣の氏名を非公開にしたことは誤りであると言わざるを得ない。

過剰な非公開の見直しを求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 原処分について

処分庁は、審査請求人が行った平成28年10月9日付け行政文書開示請求の対象文書として、「公証人監督関係書類（特定年）のうち、公証人の職務停止及び懲戒に関する文書」（本件対象文書）を特定した。

処分庁は、本件対象文書のうち、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、法5条1号に該当することから、不開示とする処分（原処分）を行った。

#### 2 審査請求人の主張について

公開されている情報である法務大臣の氏名が非公開になっていることなど全体的に過剰な非公開が見受けられ、容認できないため、非公開とする処分を取り消し、公開することを求める。

### 3 不開示情報該当性

#### (1) 法務大臣の氏名について

##### ア 法5条1号柱書き該当性

特定年中に法務大臣が交代しているため、本件対象文書に含まれる法務大臣の氏名を開示すると本件対象文書の作成時期を推測することが可能となり、その推測される作成時期を他の情報と照合することにより、特定の個人（被処分者）を識別できるおそれがある。

したがって、本件対象文書に含まれる法務大臣の氏名は、特定の個人を識別することができることとなる情報に該当するから、法5条1号柱書きに該当する。

##### イ 法5条1号ただし書イからハの該当性

本件対象文書において、法務大臣の氏名から識別され得る特定の個人（被処分者）の情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要となる事情も認められない。また、公務員等の職及び当該職務遂行の内容にも該当しないことから、法5条1号ただし書イからハのいずれにも該当しない。

#### (2) その他不開示部分について

法務大臣の氏名以外の不開示部分のいずれについても、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるから、法5条1号柱書きに該当する。また、いずれの部分も同号ただし書イからハに該当する事情等は認められない。

#### (3) 結論

したがって、処分庁が不開示とした部分はいずれも法5条1号柱書きに該当し、同号ただし書イからハには該当しないことから、原処分は妥当である。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年3月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同年4月17日 審議
- ④ 同年5月15日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年6月6日 審議
- ⑥ 同月20日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部について法5条1号に該当するとして一部開示決定（原処分）を行った。

審査請求人は、原処分を取り消し、公開するよう求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

### 2 原処分の妥当性について

- (1) 本件開示請求は、特定法務局に対し、その保有する行政文書のうち、特定年の公証人の職務停止及び懲戒に関する文書（本件対象文書）の開示を求めるものであることから、本件対象文書の存否を答えることは、当該法務局に所属する公証人が特定年に職務停止及び懲戒（以下「懲戒処分等」という。）を受けた事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせると認められる。
- (2) そして、本件存否情報については、懲戒処分等を受けた公証人が所属する法務局名及び当該処分等を受けた年を含むものであること等から、これを公にすると、他の情報と照らし合わせることにより、懲戒処分等を受けた特定の個人を識別することができることと認められることから、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。
- (3) また、法5条1号ただし書該当性について検討すると、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、公証人法上、懲戒処分等の公告等、当該処分を受けた公証人に関する情報を公にする規定はなく、現に公にしていないとのことであり、これを覆すべき事情も認められない。そうすると、本件存否情報は、同号ただし書イに該当するとは認められず、かつ、同号ただし書ロに該当する事情も存せず、さらに、公証人は国家公務員法2条に規定する国家公務員の職には属さない者であることから、同号ただし書ハにも該当しない。
- (4) したがって、本件対象文書の存否を明らかにすることは、法5条1号の不開示情報を開示することになるので、本件開示請求については、法8条の規定に基づき拒否すべきであったと認められる。
- (5) しかしながら、本件の場合、処分庁は、原処分において本件対象文書を特定し、その一部を開示する決定を行っており、本件存否情報を既に

開示した状態となっている。このような場合においては、改めて原処分を取り消して法8条の規定を適用する意味はないことから、原処分は、結論において妥当であるといわざるを得ない。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は同号に該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、結論において妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史